

社会保険

# いわて

## 7月

奇数月発行 / 2018No.790

- 月額変更を提出する際の留意事項について
- 特定保健指導のご案内
- 歯科健診のご案内
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 8月・9月の出張相談所日程



### ■ 鬼の館 北上市

鬼剣舞発祥の岩崎地区に古来より日本各地に伝わる伝記や絵巻、面など鬼にまつわる資料を収集展示。子供向けの企画「鬼ツンスの目やなりのきり鬼剣舞衣装」を着ての記念写真などが楽しめます。

画と文 / 千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>  
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>  
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

# 月額変更を提出する際の留意事項について

～昇給や降給により給与(報酬)が大幅に変わったときの届出～

毎年1回の定時決定により決定された標準報酬月額、原則その年の9月から翌年の8月分まで1年間適用されますが、この間に昇給や降給などにより報酬に大幅な変動があったときは、実態とかけ離れた状態にならないよう次回の定時決定を待たずに標準報酬月額を見直します。これを「随時改定」といい、「月額変更届」を提出していただくことになります。

※月額変更届は3月に新様式になっています。新様式での提出をお願いします。

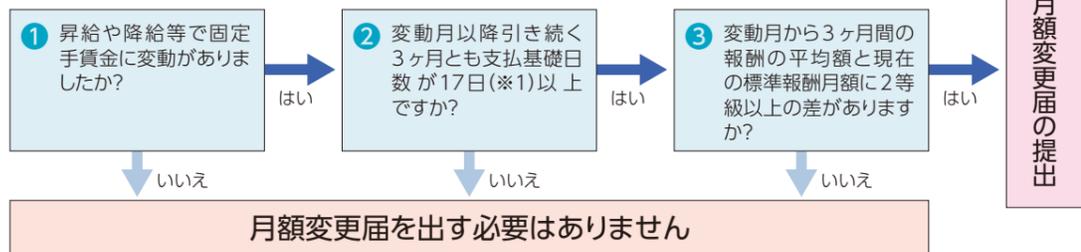
改定された標準報酬月額は、再び随時改定がない限り、6月以前に改定された場合は当年の8月まで、7月以降に改定された場合は翌年の8月までの各月に適用されます。



## 1 月額変更が必要なとき

「月額変更届」による随時改定は、次の3つの条件を全て満たしたときに行います。  
 ※随時改定に該当すれば、固定的賃金が変動し、その報酬を支払った月から数えて4ヵ月目に新たな標準報酬月額が適用されます。

「月額変更届による随時改定」は、次の3つの条件をすべて満たした時に行います。



※1 特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は11日以上

## 2 固定的賃金の変動とは

**■ 固定的賃金**  
支給額・支給率が決まっているもの  
基本給(月給、週給、日給)、家族手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、勤務地手当など

**■ 非固定的賃金**  
残業手当、能率手当、日直手当、勤務手当、精動手当 など

**変動があった場合とは**

- ◎昇給(ベースアップ)、降給(ベースダウン)
- ◎給与体系の変更(日給から月給への変更等)
- ◎日給や時間給の基礎単価(日当・単価)変更
- ◎請負給、歩合給等の単価、歩合率の変更
- ◎住宅手当等の固定体手当の追加、支給額の変更

非固定的賃金の変更のみでは随時改定は行いません

**注意** 固定的賃金の変動し2等級差が生じた場合でも、次のような場合には「月額変更届による随時改定」の対象とはなりません。

- ① 固定的賃金が上がったが、非固定的賃金が下がり、逆に2等級以上上がった場合
- ② 固定的賃金下がったが、非固定的賃金上がり、逆に2等級以上上がった場合

## 3 添付書類

被保険者報酬月額変更届は、原則として添付書類は不要です。  
 ただし、改定月の初日から起算して60日経過した後に届け出する場合、または標準報酬月額が5等級以上下がる場合は、添付書類が必要になります。  
 詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。



## 月額変更届の記入例

### ●昇給したとき

- 従来の標準報酬月額……220千円(健保18級、厚年14級)
- 基本給200,000円が本年4月支給から30,000円上がり、230,000円となった。  
 ※未締め 翌月15日払い

支給日	基本給	通勤手当	残業手当	合計
3月15日	200,000円	5,000円	10,600円	215,600円
4月15日	230,000円	5,000円	23,600円	258,600円
5月15日	230,000円	5,000円	22,300円	257,300円
6月15日	230,000円	5,000円	20,400円	255,400円

固定的賃金だけでなく、残業手当などの非固定的賃金も含めた総支給額で計算します。

《記入例》

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑤ 個人番号(基本年金番号)		⑥ 備考
	従前の標準報酬月額	従前改定月	報酬月額	昇(降)給	標準報酬月額	改定年月	標準報酬月額	改定年月	個人番号		
1	68	年金大助	220	29年9月4日	5-410710	30	7	昇給	771,300	771,300	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) ④ 昇給・降給の理由 (基本給の変更) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他
	4	31	258,600	0	258,600	771,300					
	5	30	257,300	0	257,300	257,100					
	6	31	255,400	0	255,400						

### ●昇給差額が支給されたとき ※差額を差引いて計算しています。

- 従来の標準報酬月額……220千円(健保18級、厚年14級)
- 基本給200,000円が30,000円上がり、230,000円となった。 ※未締め 翌月15日払い
- 4月にさかのぼり昇給し、その差額が5月に支給された。

支給日	基本給	※4月分の昇給差額	残業手当	合計
4月15日	200,000円		10,600円	210,600円
5月15日	230,000円	30,000円	23,600円	283,600円
6月15日	230,000円		27,300円	257,300円
7月15日	230,000円		25,400円	255,400円

《記入例》

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日		④ 改定年月		⑤ 個人番号(基本年金番号)		⑥ 備考
	従前の標準報酬月額	従前改定月	報酬月額	昇(降)給	標準報酬月額	改定年月	標準報酬月額	改定年月	個人番号		
1	58	年金正弘	220	29年9月5日	5-530201	30	8	昇給	796,300	796,300	1. 70歳以上被用者月額変更 2. 二以上勤務 3. 短時間労働者(特定適用事業所等) ④ 昇給・降給の理由 (基本給の変更) 5. 健康保険のみ月額変更 (70歳到達時の契約変更等) 6. その他
	5	30	283,600	0	283,600	796,300					
	6	31	257,300	0	257,300	265,433					
	7	30	255,400	0	255,400	255,433					

## 4 10/1より、随時改定にも保険者算定ができるようになります

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、被保険者の同意に基づき、年間の報酬の月平均額による保険者算定を行うことができるようになりました。  
 詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。



- |         |                  |         |                  |
|---------|------------------|---------|------------------|
| 盛岡年金事務所 | ☎019-623-6211(代) | 一関年金事務所 | ☎0191-23-4246(代) |
| 宮古年金事務所 | ☎0193-62-1963(代) | 花巻年金事務所 | ☎0198-23-3351(代) |
| 二戸年金事務所 | ☎0195-23-4111(代) |         |                  |

# 協会けんぽ 特定保健指導のご案内

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診・特定健康診査を受診後、メタボリックシンドロームのリスクがあると分かった方に、結果に合わせた健康サポート(特定保健指導)を実施しています。健康づくりのプロである**保健師・管理栄養士**のアドバイスを受けながら生活習慣を改善する絶好の機会ですので、ぜひご利用ください。

## 生活習慣病の発症から重症化への流れ

健診結果で受診が必要な項目があったけれど、「忙しい」、「病気が見つかるのが怖い」、「自覚症状がないから大丈夫」と放っておくと、ある日突然、狭心症や心筋梗塞、脳卒中などで倒れる事も…

### 【不健康な生活習慣】 レベル1

→不適切な食生活、運動不足、喫煙、過度の飲酒・ストレス

### 【境界領域】 レベル2

→肥満、高血糖、高血圧、高脂質

### 【メタボリックシンドローム】 レベル3

→肥満症(特に内臓脂肪型肥満)、糖尿病、高血圧症、高脂血症

### 【重症化・合併症】 レベル4

→心筋梗塞・狭心症等、脳出血・脳梗塞等、糖尿病の合併症

### 【生活機能の低下・要介護状態】 レベル5

→半身麻痺、認知症



## 特定保健指導の対象者は?

特定保健指導の対象者は、**40歳以上**で以下のリスクに該当する方です。

### 内臓脂肪型肥満A

腹囲  
男性 85cm以上  
女性 90cm以上

または

### 内臓脂肪型肥満B

AIには該当しないが  
BMI(※)が25以上

+

(注) 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)

### 追加リスク

- ① 血糖：空腹時血糖 100mg / dl以上 または HbA1c(NGSP値) 5.6%以上
- ② 脂質：中性脂肪 150mg / dl以上 または HDLコレステロール 40mg / dl未満
- ③ 血圧：収縮期血圧 130mmHg以上 または 拡張期血圧 85mmHg以上
- ④ 喫煙歴：①～③のリスクが1つでもある場合にリスクとして追加



※血糖・脂質・血圧の服薬治療をされている方は対象外となります。

## 特定保健指導の内容は?

健診結果に応じて、2つのタイプの特定保健指導をご案内しています。

内臓脂肪型肥満Aで追加リスクが1つ  
内臓脂肪型肥満Bで追加リスクが1つ～2つ

内臓脂肪型肥満Aで追加リスクが2つ以上  
内臓脂肪型肥満Bで追加リスクが3つ以上  
※65歳以上の方は「動機付け支援」となります

### 動機付け支援

- 【初回】 個別面接またはグループ学習
- 【3～6ヶ月後】 生活習慣改善状況などを伺います。

### 積極的支援

- 【初回】 個別面接またはグループ学習
- 【3～6ヶ月間】 個別に面談、電話、手紙で継続サポート
- 【3～6ヶ月後】 生活習慣改善状況などを伺います。

※制度変更があり、平成30年度の健診結果で対象になられた方は初回から3ヶ月以降に改善状況を伺います。

### 費用

- ◎被保険者(ご本人)の方…**無料です!**
- ◎被扶養者(ご家族)の方…協会けんぽが**費用の一部を補助**します!

### 時間

- ◎個別相談にかかる時間は、**お一人あたり20～30分程度**。グループ学習の場合は、**90分程度**です。

### 面談場所

- ◎勤務場所に保健師、管理栄養士がお伺いします。協会けんぽに立ち寄っていただくことも可能です。
- ◎**健診を受けた当日に健診機関で面談を受ける**こともできます。(詳しくは担当の保健グループまでお問合せください)

## 特定保健指導のメリット

健康的な生活習慣が身につく!

治療にかかる時間や費用の節約になる!

自覚症状が出る前に対処する!

## 人材は人財です

生活習慣病で会社の大切な宝である社員を失わないために!!  
**特定保健指導**をご利用ください。

保健指導に関するお問い合わせは、  
協会けんぽ岩手支部保健グループまで(☎019-604-9089)

# 協会けんぽ岩手支部 歯科健診のご案内

協会けんぽ岩手支部では、歯科健診事業を実施しています。この事業は、歯科医師がお申し込みのあった事業所様を訪問し、**割引料金**で歯科健診を受診できる事業です。年に1度は歯科健診を受け、虫歯・歯周病等のリスクから身を守りましょう!

## ■ 申込から健診の流れ



- 1 「歯科健診申込書」をFAXまたは郵送で岩手県歯科医師会に送付してください。  
※「歯科健診申込書」は協会けんぽ岩手支部のホームページよりダウンロード可能です。
- 2 岩手県歯科医師会より日程調整の連絡があります。
- 3 健診日当日、担当の歯科医師・歯科衛生士が事業所へお伺いします。  
※健診用の部屋及び机と椅子をご準備ください。
- 4 後日、岩手県歯科医師会より、事業所様へ請求書・事業所全体の結果、受診者の方へ個別の健診結果を送付します。健診料金をお支払いください。

## ■ 歯科健診の詳細



<b>実施期間</b> 平成30年6月～平成31年2月	<b>健診対象者</b> 協会けんぽの被保険者様 ※上記の方以外も健診受診は可能ですが、健診料金の割引はありません。
<b>実施予定数</b> 先着 <b>500人</b> ※実施予定数に達した時点で、受付を終了させていただきます。	<b>健診内容</b> ①問診 ②歯・歯肉の検査 ③咬合力検査 ④歯科健康指導 ※1人あたり5～10分程度です。
<b>健診料金(税込)</b> 通常料金1人あたり 2,160円→割引 <b>1,080円</b>	

本事業の特典として、**健診料金の50%割引**を実施しています。



【お申し込み・健診内容等に関するお問い合わせ先】  
**一般社団法人 岩手県歯科医師会**  
〒020-0045  
盛岡市盛岡駅西通 2-5-25 岩手県歯科医師会館  
☎019-621-8020 (代表)

【本事業内容に関するお問い合わせ先】  
**全国健康保険協会 岩手支部**  
〒020-8508  
盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル 2階  
企画総務グループ ☎019-604-9018 (直通)

**全国健康保険協会 岩手支部**  
協会けんぽ  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 労働Q&A

ご存知でしたか?  
障害者雇用関連の法改正がありました。



**Q1.** 障害者雇用に関する法律の改正があったとお聞きましたが、どのような改正が行われたのでしょうか。

**A1.** 主な改正内容は、平成30年4月1日から障害者雇用義務の対象者に精神障害者が加わりました。これまでは、身体障害者・知的障害者が対象とされてきました。  
あわせて、障害者の法定雇用率が民間企業の場合2.0%から2.2%へ0.2%引き上げられました。このことに伴い、対象となる事業主の範囲が従業員45.5人以上に広がりました。  
※平成33年4月までに、さらに0.1%引き上げとなります。

**Q2.** 障害者の法定雇用率を達成できなかった場合や法定雇用率を上回って雇用している場合の取り扱い、どのようになっているのでしょうか。

**A2.** 常用雇用労働者100人を超える事業主で、障害者の法定雇用率を達成できなかった場合、障害者雇用納付金を納入していただくことになります。また、上回って雇用している場合には、事業主に対し申請に基づき障害者雇用調整金や奨励金が支給されます。  
手続きは、平成30年4月1日から翌年3月31日までの分については、平成31年4月1日から同年5月15日、報奨金については7月31日までの間に行うことになります。この期を過ぎた申請に対しては支給されませんのでご注意ください!

【提供：岩手県社会保険労務士会】

ささいな事でもお気軽にどうぞ!  
詳しくは  
お近くの**社会保険労務士**に  
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からの  
お知らせ

# 研修事業と健康づくり事業からの お知らせ

## 「30年度 新任事務担当者研修会」が行われました。

新規採用者や人事異動等により初めて社会保険事務を担当される方々を対象とした「新任事務担当者研修会【入門編】」が行われました。

今年度の「新任事務担当者研修会」は、予定を大きく上回る受講申込みがあり、参加者は、社会保険制度の概要と基礎用語など健康保険・厚生年金保険の適用関係と健康保険給付を中心に、日本年金機構年金事務所、全国健康保険協会岩手支部及び社会保険委員会連合会の職員による各制度の基礎講座を受講しました。

なお、今年度の「新任事務担当者研修会」の実施会場は次のとおりです。

開催日	開催場所(市町村)
4月10日(火)	二戸パークホテル(二戸市)
4月13日(金)	釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)
4月16日(月)	さくらホール「小ホール」(北上市)
4月18日(水)	奥州市文化会館「会議室」(奥州市)
4月24日(火)	アイーナ「研修室812」(盛岡市)

## 次回の「30年度 社会保険実務研修会」は次のとおりです。

今年度の研修テーマは、①「60歳以降の年金調整のしくみ」、②「健康保険の事務手続」、③「雇用保険の事務手続」を科目に日本年金機構、全国健康保険協会岩手支部、公共職業安定所及び社会保険委員会連合会のご協力をいただき下記のとおり実施いたします。

受講希望の方は当協会へFAXにてお申込みください。

開催日	開催時刻	開催場所(市町村)	申込締切
7月13日(金)	13:15~16:30	シートピアなあと「研修ホール」(宮古市)	7月 5日(木)
7月19日(木)		一関文化センター「小ホール」(一関市)	7月10日(火)
7月30日(月)		北上オフィスプラザ「セミナールーム」(北上市)	7月20日(金)
9月 3日(月)		久慈市民体育館「会議室」(久慈市)	8月24日(金)
9月12日(水)		シーパル大船渡(大船渡市)	9月 4日(火)
9月21日(金)		ゆはず交流館(岩手町)	9月12日(水)



## 「民話の里 遠野健康ウォーク2018」が行われました。

健康づくり事業「民話の里 遠野健康ウォーク2018」が、去る5月12日(土)に行われました。

5回目の実施となった今年の「遠野ウォーキング」は、集合場所を土淵地区センターに移し、9kmコースと6kmに分かれて出発。木彫り(一木造)として日本最大の観音像が安置されている「福泉寺」をはじめ、いたずら好きなカッパが住んでいるといわれている「カッパ淵」。カッパには会えませんがカッパ淵の守っ人(まぶりっと)「かっぱおじさん」に会うことができました。また、9キロ

コースでは馬産地としても知られる遠野「馬の里」で馬とのふれあいを体験しました。

ツツジの見頃には少し早かったものの新緑の田園風景に目を奪われながら、またウォーキング協会の楽しいガイドで全員が元気に完歩しました。

ご参加いただきました皆さま、そしてコース設定から案内までとご協力をいただきました「民話のまち遠野ウォーキング協会」の皆さま有難うございました。(協会 山内)

## 年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長 ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。

※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)

花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

## 社会保険出張相談所

	会場	8月	9月	時間		会場	8月	9月	時間
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	9(木)	13(木)	10:00~15:30	一関	陸前高田市役所	16(木)	9月はお休みです	10:30~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	15(水)	19(水)	10:00~15:30		大船渡市役所	23(木)	27(木)	10:30~15:30
	葛巻町役場	22(水)	9月はお休みです	10:30~15:00		奥州市役所(本庁)	8月はお休みです	6(木)	10:00~15:00
	紫波町役場	8月はお休みです	26(水)	10:00~15:30		奥州市江刺生涯学習センター	2(木)	9月はお休みです	10:00~15:00
二戸	久慈市文化会館(アンバーホール)	8(水)	5(水)	10:30~16:00	宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	9(木)	13(木)	10:00~15:30
		22(水)	19(水)	10:30~16:00	花巻	遠野市役所本庁舎3階	2(木)	6(木)	10:30~15:30

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。